

障害等級早見表

部位	障害種別	第 1 級 年金 313日	第 2 級 年金 277日	第 3 級 年金 245日	第 4 級 年金 213日	第 5 級 年金 184日	第 6 級 年金 156日	第 7 級 年金 131日	第 8 級 一時金 503日	第 9 級 一時金 391日	第 10 級 一時金 302日	第 11 級 一時金 223日	第 12 級 一時金 156日	第 13 級 一時金 101日	第 14 級 一時金 56日	系列 番号	
眼	視 力 障 害	(1) 両眼が失明したもの	(1) 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの (2) 両眼の視力が0.02以下になったもの	(1) 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの	(1) 両眼の視力が0.06以下になったもの	(1) 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの	(1) 両眼の視力が0.1以下になったもの	(1) 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの	(1) 1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの	(1) 両眼の視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の視力が0.06以下になったもの	(1) 1眼の視力が0.1以下になったもの			(1) 1眼の視力が0.6以下になったもの		1	
	調 節 機 能 障 害											(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害を残すもの	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害を残すもの			2	
	運 動 障 害										(2) 正面視で複視を残すもの	(1) 両眼の眼球に著しい運動障害を残すもの	(1) 1眼の眼球に著しい運動障害を残すもの	(2) 正面視以外で複視を残すもの		3	
	視 野 障 害										(3) 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの			(3) 1眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの		4	
(右又は左) まぶた	欠 損 又 は 運 動 障 害									(4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの		(3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの		(4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまっげはげを残すもの	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまっげはげを残すもの	5 又は 6	
											(2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	(2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの					
耳	聴 力 障 害				(3) 両耳の聴力を全く失ったもの		(3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	(2) 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの		(7) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの	(5) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの	(5) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの			(3) 1耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの		7
		(右又は左) 耳かく(耳介)	欠 損 障 害										(4) 1耳の耳かくの大部分を欠損したもの				8 又は 9

[注] [ ]内は障害等級表上組合せにより等級が定められているものです。

障害等級早見表

部位	障害種別	第 1 級 年金 313日	第 2 級 年金 277日	第 3 級 年金 245日	第 4 級 年金 213日	第 5 級 年金 184日	第 6 級 年金 156日	第 7 級 年金 131日	第 8 級 一時金 503日	第 9 級 一時金 391日	第 10 級 一時金 302日	第 11 級 一時金 223日	第 12 級 一時金 156日	第 13 級 一時金 101日	第 14 級 一時金 56日	系列 番号
鼻	欠損及び 機能障害									(5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの						10
口	そしゃく及び 言語機能障害	(2) そしゃく及び言語の機能を廃したものの		(2) そしゃく又は言語の機能を廃したものの	(2) そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの		(2) そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの			(6) そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの	(3) そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの					11
	歯牙障害										(4) 14歯以上に對し歯科補てつを加えたもの	(4) 10歯以上に對し歯科補てつを加えたもの	(3) 7歯以上に對し歯科補てつを加えたもの	(5) 5歯以上に對し歯科補てつを加えたもの	(2) 3歯以上に對し歯科補てつを加えたもの	12
神経系統の 機能又は精神	神経系統の機能 又は精神の障害	(3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	(3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	(3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの		(2) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの		(4) 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの		(10) 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの			(13) 局部にがん固な神経症状を残すもの		(9) 局部に神経症状を残すもの	13
頭部、顔面、 頰部	醜状障害							(12) 外ぼうに著しい醜状を残すもの		(16) 外ぼうに相当程度の醜状を残すもの			(14) 外ぼうに醜状を残すもの			14
胸腹部臓器 (外生殖器を含む。)	胸腹部臓器の 障害	(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの		(3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの		(5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (13) 両側のこう丸を失ったもの		(11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの		(10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの		(6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの		15
体幹	せき柱 変形又は 運動障害						(5) せき柱に著しい変形を残すもの					(7) せき柱に変形を残すもの				16
							(5) せき柱に著しい運動障害を残すもの		(2) せき柱に運動障害を残すもの							
	その他の 体幹骨												(5) 鎖骨、胸骨、ろっ骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの			17

[注] [ ]内は障害等級表上組合せにより等級が定められているものです。

障害等級早見表

部位	障害種別	第 1 級 年金 313日	第 2 級 年金 277日	第 3 級 年金 245日	第 4 級 年金 213日	第 5 級 年金 184日	第 6 級 年金 156日	第 7 級 年金 131日	第 8 級 一時金 503日	第 9 級 一時金 391日	第 10 級 一時金 302日	第 11 級 一時金 223日	第 12 級 一時金 156日	第 13 級 一時金 101日	第 14 級 一時金 56日	系列 番号
上肢	欠損又は機能障害	(5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの	(5) 両上肢を手関節以上で失ったもの		(4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの	(4) 1上肢を手関節以上で失ったもの										18又は21
		(6) 両上肢の用を全廃したもの				(6) 1上肢の用を全廃したもの	(6) 1上肢の3大関節中の2大関節の用を廃したもの	(6) 1上肢の3大関節中の1大関節の用を廃したもの		(10) 1上肢の3大関節中の1大関節の機能に著しい障害を残すもの	(6) 1上肢の3大関節中の1大関節の機能に障害を残すもの					
	変形障害(上腕骨又は前腕骨)							(9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの	(8) 1上肢に偽関節を残すもの				(8) 長管骨に変形を残すもの			19又は22
	醜状障害														(4) 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの	20又は23
手指	欠損又は機能障害			(5) 両手の手指の全部を失ったもの			(8) 1手の5の手指又は母指を含み4の手指を失ったもの	(6) 1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指を失ったもの	(3) 1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指を失ったもの	(12) 1手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの		(8) 1手の示指、中指又は環指を失ったもの	(9) 1手の小指を失ったもの	(8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの	(6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの	24又は25
				(6) 両手の手指の全部の用を廃したもの			(7) 1手の5の手指又は母指を含み4の手指の用を廃したもの	(4) 1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指の用を廃したもの	(13) 1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指の用を廃したもの	(7) 1手の母指又は母指以外の2の手指の用を廃したもの		(10) 1手の示指、中指又は環指の用を廃したもの	(7) 1手の小指の用を廃したもの	(7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの		

[注] [ ]内は障害等級表上組合せにより等級が定められているものです。

障害等級早見表

部位	障害種別	第 1 級 年金 313日	第 2 級 年金 277日	第 3 級 年金 245日	第 4 級 年金 213日	第 5 級 年金 184日	第 6 級 年金 156日	第 7 級 年金 131日	第 8 級 一時金 503日	第 9 級 一時金 391日	第 10 級 一時金 302日	第 11 級 一時金 223日	第 12 級 一時金 156日	第 13 級 一時金 101日	第 14 級 一時金 56日	系列 番号	
下肢	欠損又は機能障害	(7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの	(6) 両下肢を足関節以上で失ったもの		(5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの	(5) 1下肢を足関節以上で失ったもの			(8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの							26 又は 30	
		(8) 両下肢の用を全廃したものの				(7) 1下肢の用を全廃したものの	(7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの		(7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの		(11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの		(7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの				
	変形障害(大腿骨又は下腿骨)								(10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの	(9) 1下肢に偽関節を残すもの				(8) 長管骨に変形を残すもの			27 又は 31
	短縮障害								(5) 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの		(8) 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの			(9) 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの			28 又は 32
	醜状障害															(5) 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの	29 又は 33
足指 (右又は左)	欠損又は機能障害					(8) 両足の足指の全部を失ったもの			(10) 1足の足指の全部を失ったもの	(14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの	(9) 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの		(11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの	(10) 1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの			34 又は 35
								(11) 両足の足指の全部の用を廃したものの	(15) 1足の足指の全部の用を廃したものの		(9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したものの	(12) 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したものの	(11) 1足の第2の足指の用を廃したものの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したものの	(8) 1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したものの			

[注] [ ]内は障害等級表上組合せにより等級が定められているものです。